

公立大学法人山口県立大学の中期目標の期間  
における業務の実績に関する評価の結果

平成24年8月23日

山口県公立大学法人評価委員会

## 公立大学法人山口県立大学の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果

### 1 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条

### 2 評価の対象

中期目標（平成18年7月指示。目標期間：平成18年度～平成23年度）の達成状況

### 3 評価の目的

法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資する。

### 4 評価者

山口県公立大学法人評価委員会（委員構成は次表のとおり）

氏 名	役 職 等
牛 見 正 彦	学校法人野田学園理事長 【委員長】
岸 本 育 実	税理士
樋 口 紀 子	梅光学院大学学長
二 木 寛 夫	学校法人宇部学園専務理事
松 浦 秀 子	日新運輸工業株式会社代表取締役社長

(50音順)

### 5 評価を実施した時期

平成24年6月29日から平成24年8月23日まで

### 6 評価方法の概要

#### (1) 評価の実施に関する定め

公立大学法人山口県立大学の業務の実績に関する評価の実施要領(平成19年5月山口県公立大学法人評価委員会決定)

#### (2) 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

(3) 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

【最小単位別評価】			【大項目別評価】			【全体評価(総合的な評定)】		
①中期計画の最小項目(全201項目)ごとの達成状況を5段階評価			②中期目標の5つの大項目ごとの達成状況を5段階評価			③中期目標全体の達成状況を5段階評価		
評点	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安
5	中期計画を十二分に達成	達成度 120%以上	s	中期目標を十二分に達成	①の評点の 単純平均値 4.3以上	S	中期目標を十二分に達成	②の評点の 加重平均値 4.3以上
4	中期計画を十分達成	100%以上 120%未満	a	中期目標を十分達成	3.5以上 4.2以下	A	中期目標を十分達成	3.5以上 4.2以下
3	【標準】 中期計画を概ね達成	90%以上 100%未満	b	【標準】 中期目標を概ね達成	2.7以上 3.4以下	B	【標準】 中期目標を概ね達成	2.7以上 3.4以下
2	中期計画はやや未達成	70%以上 90%未満	c	中期目標はやや未達成	1.9以上 2.6以下	C	中期目標はやや未達成	1.9以上 2.6以下
1	中期計画は未達成	70%未満	d	中期目標は未達成	1.8以下	D	中期目標は未達成	1.8以下

注：評点の付け方について

ほぼ計画どおり達成した場合を「標準」とし3点を付す。4点以上は、達成度が計画以上である場合に付すことが基本である。例えば、制度、仕組みを整備する計画の場合、計画に沿って当該制度等を整備した場合は3点を付し、整備された制度等が既に機能を発揮していると認められる場合に4点以上を付すこととなる。

(4) 評価実施の経過

- 6月29日 法人から業務実績報告書の提出
- 8月 2日 評価委員会開催（第19回）
- 8月21日 評価書原案決定
- 8月21日 評価書原案の法人提示
- 8月23日 評価書原案に対する法人意見の提出
- 8月23日 評価書の確定

7 評価の結果

(1) 総合的な評定

中期目標を概ね達成（「標準」のB評価）

【理由】

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期目標を概ね達成」となっている。  
 評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、自己評価は定められた方法に従って行わ

れており、全ての評価項目において自己評価と異なる評定をすべき事項もなかったことから、評価委員会の総合的な評定は、法人の自己評価どおりとすることが妥当であると判断した。

(評定概要)

\*法人の自己評価どおりである。

大項目区分	中期計画 (H18~23) 項目数	中期目標期間実績の評価(評定)						評点 平均値	大項目区分 ごとの評定
		評点別項目数 ( )は達成度							
		5点 (120%以上)	4点 (100~120)	3点 (90~100)	2点 (70~90)	1点 (70未満)			
教育研究	138	4	17	115	2	0	3.17	b(概ね達成)	
業務運営	41	0	8	28	5	0	3.07	b(概ね達成)	
財務内容	13	1	4	8	0	0	3.46	a(十分達成)	
点検・評価	5	0	0	5	0	0	3.00	b(概ね達成)	
その他	4	0	1	3	0	0	3.25	b(概ね達成)	
全体	201	5	30	159	7	0	<b>3.20</b>	<b>B(概ね達成)</b>	

## (2) 概況

### ア 全体的な状況

山口県立大学は、昭和16年に開設された山口県立女子専門学校を母体とし、昭和25年の山口女子短期大学設置、昭和50年の山口女子大学への改組転換、平成8年の山口県立大学への名称変更及び男女共学化、平成18年の公立大学法人化を経て現在に至っている。

法人化後の大学においては、健康や文化に関する専門的な教育研究を行うとともに、人材の育成や研究成果の社会還元による地域貢献活動を積極的に展開し、地域社会の発展に寄与する存在感ある「地域貢献型大学」となることを目指し、中期目標、中期計画、年度計画に基づいて、教育研究の質の向上や業務運営の改善に取り組んできた。

中期目標期間中の業務の実績についてみると、全体としては、文部科学省が大学の優れた教育プログラムに対して財政支援を行う「GP (Good Practice)」等の8件採択をはじめ、オープンカレッジの拡充、外部研究資金の大幅な増加など、法人化前に比べて飛躍的な前進を遂げ、法人化後における大学改革や教育研究活性化の取組が成果を上げている。

また、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関である公益財団法人大学基準協会が平成23年度に実施した認証評価においても「大学基準に適合」と認定されており、中でも「地域に開かれた大学」の具現化等の取組が高く評価されている。

中期目標の項目ごとについてみると、まず、教育については、国家試験合格率や

就職決定率に関する数値目標を達成するとともに、教育目標を効果的・効率的に達成するための新たな教育課程の編成や学生の学修効果を高めるための教育方法の改善、学生支援体制の強化と支援内容の充実等の取組が計画どおり実施されており、各学部等の設置目的にかなう学生の自主的活動も活発化している。

研究については、研究活動の活性化等に取り組み、科学研究費補助金等の採択件数も数値目標を概ね達成している。

さらに、地域貢献や国際交流に関する活動も、法人化前に比べて大きく進展している。

業務運営については、人事評価制度の導入が取組途上にあるものの、理事長（学長）を中心とする全学的視点に立った機動的な運営体制の整備、大学の特色を生かした教育研究組織の見直し、全学的視点に立った公正、公平で客観的な人事制度の構築等の取組が、計画どおり実施されている。

財務内容については、法人自らが策定した中期財政計画に基づく計画的な財政運営を実現するとともに、外部資金について、中期計画に掲げた数値目標（法人化前の実績の2倍）を大幅に上回る額を確保するなど、自己収入の増加も顕著である。

以上のことから、法人は「中期目標を概ね達成した」と評価することができる。

今後、法人にあっては、これまでの取組の成果を基礎に、「地域マインド豊かな人材の育成」と「地域活性化への挑戦」を柱とする更なる改革を教職員が一丸となって推進し、県民や地域社会の期待に応える具体的成果を着実にあげていくことを期待する。

## イ 大項目ごとの状況

全体的な状況に掲げた事項に関連し、特記すべき長所や問題点を以下に列挙する。

（文末のNo. は該当する中期計画の番号。白抜数字は評点）

### (ア) 教育研究等の質の向上に関する事項

#### 教育

- ① 平成 23 年度における社会福祉士資格取得率（合格者数累計／卒業生数累計）は 63.5%、精神保健福祉士資格取得率（合格者数累計／課程を修了した卒業生数累計）は 87.5%となっており、それぞれ中期計画に掲げた目標（社会福祉士 50%、精神保健福祉士 60%）を十二分に達成している。また、学生による学生のためのボランティアセンターとして情報提供や啓発活動を行う「ぷちボランティアセンター」の取組など、社会福祉学部の設置目的に沿った学生の自主的

活動も活発に展開されている。(No. 6、No. 7) **5**

② 看護職の国家試験合格率(新卒)は、看護師 98.5%、保健師 96.3%、助産師 100% (いずれも 6 年間の平均) となっており、中期計画に掲げた目標(毎年度各 100%) を十分達成している。(No. 8) **4**

③ 管理栄養士の国家試験合格率(新卒)は、中期計画に掲げた目標(毎年度 100%) に対し、92.7% (6 年間の平均) となっている。また、学生がチームを組んで地域の児童を対象とした食育プログラムの開発・実践を行う取組など、看護栄養学部の設置目的に沿った学生の自主的活動も活発に展開されている。(No. 9)

**3**

④ 国際文化学部を中心とする学生グループにより、学生食堂を活用した TFT (Table For Two : 1 食ごとに 20 円を発展途上国に届ける全国的活動) への協力や小学生向け英語教育支援、商店街の活性化に資するイラスト制作など、国際文化学部の設置目的に沿った学生の自主的活動も活発に展開されている。

(No. 10、No. 13、No. 14) **3**

⑤ 学部卒業生の就職決定率は、95.9% (6年間の平均) となっており、中期計画に掲げた目標(毎年度100%) を十分達成している。(No. 16) **4**

⑥ 各学部において希望状況を把握し、支援等を行った大学院進学希望者の進学決定率は、96.4% (6 年間の平均) となっており、中期計画に掲げた目標(100%) を十分達成している。(No. 17) **4**

⑦ 大学院生による国内学会等の発表実績は、大学院学会発表助成制度を創設した平成 19 年度以降、7 件、21 件、18 件、10 件、19 件と順調に推移しており、大学院生の学会発表件数の増加を目指すとした中期計画を十二分に達成している。

(No. 18) **5**

⑧ 健康福祉学研究科健康福祉学専攻(博士前期課程)において、健康福祉に関わるサービス専門職や教育職として従事している多くの社会人を受け入れるなど、県民の生涯学習やスキルアップの場として機能している。(No. 19) **3**

⑨ 国際文化学研究科国際文化学専攻(修士課程)において、地域の伝統的要素を生かしたファッションデザイナーを輩出するなど、当該課程の目的に沿った一定の成果が出ている。(No. 20) **3**

⑩ 健康福祉学研究科健康福祉学専攻(博士後期課程)において、博士号取得者を着実に輩出し、院生による国際会議等での研究成果発表も順調に行われるなど、当該課程の目的に沿った一定の成果が出ている。(No. 21) **3**

⑪ 平成 23 年度における学部 1 年生(全学共通教育)の TOEIC 450 点以上取得者割合は 42.7%で、中期計画に掲げた目標(平成 22 年度に 80%以上)は下回った

ものの、具体的な到達目標を設定した教育を実施していること及び1年次の最終試験において450点以上取得した者の割合が入学時より増加していることは、一定の評価ができる。(No.3) **2**

- ⑫ 国際文化学部国際文化学科において外国語を専門に学ぶ学生が獲得すべき能力に関する目標(英語にあつてはTOEIC 650点以上、中国語・韓国語にあつては各種検定試験中級レベル以上)に到達した学生数は、平成23年度においてそれぞれ17人中11人、12人中1人、7人中2人で、目標は下回ったものの、具体的な到達目標を設定した教育を実施し、英語については平成21年度及び22年度に目標を達成している点は、一定の評価ができる。(No.11) **2**
- ⑬ 基礎教養教育(全学共通教育)、学部専門教育、大学院教育について全面的見直しが行われ、新たな教育課程が編成されており、全学共通教育では「基礎セミナー」や「地域共生演習」、学部専門教育では、社会福祉、看護、栄養に関わる他職種間連携教育を行う「ヒューマンケアチームアプローチ演習」の開講など、特色ある教育が展開されている。(No.22、No.23、No.24) **3**
- ⑭ 教育方法の改善の取組として、成績評価基準の一層の明確化等を図るためのシラバスの大幅な見直し、GPA2.00未満の学生に対する学習支援の実施などのよりきめ細かな学習支援を行う仕組みが整備・運用されている。(No.28、No.33) **3**
- ⑮ 模擬試験や補講の実施等、各種免許資格の取得支援対策に積極的に取り組み、その成果が全国平均を上回る国家試験合格率に表れている。(No.35) **4**
- ⑯ 附属図書館においては、平成19年度から、日曜日の特別利用を開始するとともに、自動貸出機を導入して、閲覧等に限定していた利用方法を改善するなど、サービスの向上が図られている。(No.45) **4**
- ⑰ 大学独自の学業成績優秀者奨学金制度及び民間から寄附を受けて行う寄附講義制度の創設が、計画どおりに実施されている。(No.48、No.53) **3**
- ⑱ 文部科学省の大学教育改革支援プログラム等への応募に組織的に取り組んだ結果、6年間で8件の採択(特に平成19年度は、全国の公立大学で最多となる5件の採択)が実現し、これらの取組の成果が、その後の大学運営にも生かされている。(No.61) **5**
- ⑲ 入試広報活動強化のための「山口県立大学入学広報戦略」や受験生の多様な個性・能力の適切な判断に資する「山口県立大学面接試験実施ガイドライン」の策定、大学院学内推薦選抜制度をはじめとする入学者選抜方法の見直しなど、学生の受入方法について様々な改善が図られている。  
(No.63、No.65、No.66、No.70、No.74) **3**

## 学生支援

- ① 学生がスタッフとして大学の公的活動に参画し、当該学生に奨励費を支給する「山口県立大学プレ社会体験学生スタッフ制度」が創設され、学生の自主・自立の精神の涵養と総合的な人間関係力の向上が図られている。(No. 81) **3**
- ② キャリアサポートセンターにおいて、専門分野別相談等に対応した就職相談員の配置等による個別相談の強化や、各種就職セミナーの拡充など、就職支援活動が積極的に行われている。(No. 92) **4**
- ③ 学生活動支援センターの設置等により、学生スタッフ制度、課外活動助成、課外インターンシップ制度、ピアサポートによる新入生生活相談、学生自治会・サークル活動支援、ボランティア窓口など学生支援に関わる諸事業を総合的に行い、学生活動の活性化が図られている。(No. 95) **4**
- ④ 学生の自主的、主体的、創造的な課外活動に対して助成する「YPUドリームアドベンチャープロジェクト」が実施され、発展途上国に対する理解の促進、気軽に社会貢献できる場の提供、県産品の新しいレシピの開発など、有意義な取組が展開されている。(No. 96) **4**

## 研究

外部研究資金の申請を組織的に支援する仕組みの整備など、教員の研究活動の活性化に寄与する取組は計画どおり実施されている。

また、科学研究費補助金その他の公募助成金の採択については、中期計画に掲げた目標（年25件）に対し、6年間で149件（年平均24.8件）の実績をあげている。

(No. 99) **3**

## 地域貢献

- ① 平成23年度の共同研究・受託研究等の実績は、中期計画に掲げた目標23件に対し22件で、法人化前年度の実績（13件）に比べて増加している。

今後は、こうした取組に加え、研究成果に基づく提言等を通じ、県の政策形成等に貢献するシンクタンク機能を発揮することを期待する。(No. 97) **3**

- ② オープンカレッジを積極的に推進し、平成23年度の延べ受講者数は、法人化前年度の1.9倍となる3,924人に達している。また、県東部・北部において新たにサテライトカレッジも開設するなど、取組が飛躍的に拡大している。

(No. 121、No. 122) **4**

- ③ 学生活動支援センターにおいて、平成21年度にボランティア窓口を開設し、



地域から要請を受けて学生ボランティアを派遣しており、登録学生数、派遣人数（延べ人数）ともに順調に拡大している。（No. 119） **4**

- ④ 積極的な地域貢献活動を推進する体制づくりとして、地域共生センターの機能が強化され、相談（支援）窓口として機能している。また、平成19年度には地域交流拠点（Yucca）を開設し、地域住民も対象とした「心とからだの相談室」や子育て支援、各種講座等の取組が活発に実施されている。（No. 116） **4**

## 国際交流

- ① 平成18年度に国際化推進室を設置して、国際交流業務を一元化するとともに、平成20年度に策定した「山口県立大学国際化推進方針」に基づき、国際交流活動の活性化、教育研究水準の向上、大学情報の国際化の取組が計画的に推進されている。その結果、ラップランド大学（フィンランド）との学術交流協定の締結や、センター大学（アメリカ合衆国）との教員相互交流事業の開始、「海外語学・文化研修」の創設が実現するなど、国際化の取組が大きく進展している。

今後、取組の更なる進展が図られるとともに、その成果が広く地域社会へ還元されることを期待する。（No. 129、No. 130、No. 131） **4**

- ② ラップランド大学、青島大学（中国）とそれぞれ国際共同研究の取組が開始され、国際的視野に立った研究水準の維持向上が図られている。（No. 98） **3**
- ③ 地域の国際化に向けた取組として、留学生を県内各地域に派遣し、住民と交流する事業を平成20年度から実施している。平成23年度は、県内9地域で延べ916人以上の住民との交流が行われるなど、地域の人々との交流機会の拡大が十分図られている。（No. 137） **4**

### (イ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 運営体制の改善

- ① 法人の自主的、自律的な業務運営に係る企画立案、総合調整等の事務を処理する「経営企画室」（平成22年度から経営企画部に組織変更）が設置され、役員の経営戦略の具現化を補佐する機能を果たしている。（No. 141） **4**
- ② 学部長、研究科長を理事長（学長）自ら選考する制度や、学部長等を補佐する学科長・専攻長制度の整備をはじめとする、運営体制改善の取組が着実に実施されている。（No. 142） **3**
- ③ 予算編成方法の見直しが行われ、毎年度、理事長が示す予算編成方針の下で、全学的な視点に立った戦略的・重点的な予算配分を実施するなど、理事長の予算

編成権が確立され、機能している。(No. 145) **4**

- ④ 大学広報誌の創刊や、大学の基礎データをわかりやすく収録した「大学要覧」の刊行、ウェブサイトによる学内規程集の一般公開など、情報の提供方法の改善、内容の充実が図られている。(No. 148、No. 149) **3**
- ⑤ 非常勤理事、経営審議会委員、教育研究評議会委員に学外者を登用し、その意見を大学運営の改善に生かす仕組みが機能を発揮している。(No. 151) **4**
- ⑥ 同窓会（桜圃会）との定期的な情報・意見交換や、「桜の森育成事業」の連携実施など、同窓会との効果的な連携が図られている。(No. 153) **4**

#### 教育研究組織の見直し

新たな教育課程の編成に連動し、平成19年度において、4学部6学科を3学部5学科とする等、教育研究組織の大規模な再編が計画どおり実行されている。

また、保健師助産師看護師法の改正等を踏まえ、看護栄養学部看護学科における教育課程及びその実施体制の見直しを行うとともに、平成24年度から新たに別科助産専攻を開設するなど、情勢変化への対応も適切に行われている。

(No. 155～No. 160) **3**

#### 人事の適正化

- ① 定員管理計画を定め、教職員の定数管理が自律的に行われている。また、県からの派遣職員中心の体制から法人採用職員を中心とする体制への移行が着実に進展している。(No. 167) **4**
- ② 教員の採用について、従前の学部教授会による選考方法から、全学共通の人事委員会（委員の一部に学外者を登用）による選考方法に変更するなど、全学的視点に立った公正・透明な人事が実行されている。(No. 174) **4**
- ③ 教育研究上の特別な任務に従事する特任教員制度や教員の兼職・兼業の取扱いの見直し等、非公務員型地方独立行政法人のメリットを生かした取組が着実に実施されている。(No. 163、No. 164、No. 166) **3**
- ④ 教員人事評価制度については、中期計画に掲げた目標年次（平成20年度）での導入には至らなかったものの、平成23年度から管理職の教員を対象に評価を試行するなど、一定の進展はみられる。(No. 168、No. 169、No. 171、No. 172) **2**

#### 事務等の効率化、合理化

事務組織について、教育研究の企画立案能力の向上、学生の視点・立場に立った

ワンストップサービスの提供、管理部門の効率化を図るため、平成22年度に再編を行うなど、効率的・効果的な業務執行に資する見直しが継続的に実施されている。

(No. 179) **3**

(ウ) 財務内容の改善に関する事項

自己収入の増加

中期目標期間6年間の外部研究資金獲得額の総額は684百万円(1年当たりの平均は114百万円(法人化前の平成17年度実績の約3倍))となっており、中期計画で掲げた目標(法人化前の実績の2倍)を十二分に達成している。(No. 181) **5**

経費の抑制

法人化前の節区分による予算管理の廃止等による予算執行の弾力化・効率化や、競争的研究費の割合を年々高める等の教員教授研究費の運用改善、環境負荷低減の取組と連動した運営管理コストの節減等、経費の抑制に向けた取組が継続的に行われている。(No. 184、No. 186、No. 188) **3**

(エ) 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項

客観性や実効性に配慮した自己評価の方法を定め、その方法に従って自己評価や評価結果の公表を適正に行っている。(No. 193) **3**

(オ) その他業務運営に関する重要事項

平成22年度の「山口県立大学第二期整備将来構想(案)」の策定・公表や平成23年度の県との協働による調査・検討など、県立大学が抱える施設・環境面での課題の解消に向けた検討に前進がみられる。

今後、第二期施設整備についての具体的取組が進展し、良好な教育研究環境を早期に実現されるよう期待する。(No. 198) **4**

(3) 従前の評価結果等の法人の業務運営への活用状況

毎年度の業務の実績に関する評価において、評価委員会が中期計画の遅れを指摘した項目については、翌年度において改善措置が講じられている。また、平成18年度に実施された大学基準協会の評価において助言のあった6項目についても、所要の改善措置が講じられており、従前の評価結果が業務運営に活用されていると認められる。

なお、今回の評価において、本委員会が中期計画の未達成を指摘した事項については、新たな中期計画に反映されており、今後の改善に向けた取組を期待する。

(4) 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

なし

8 法人に対する勧告

なし

9 法人からの意見の申出とその対応

8月21日に評価書原案を法人に提示し意見照会を行った結果、8月23日に「意見はない」旨の回答があったことから、評価書原案を評価書として確定した。

10 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)